

## 畜産副産物適正処分等推進事業（牛せき柱適正管理等推進事業）実施要領

	平成23年4月27日付け23農畜機第469号承認
	平成23年4月25日付け23日副協第42号
一部改正	平成24年4月20日付け24農畜機第305号承認
	平成24年4月20日付け24日副協第19号
一部改正	平成25年4月25日付け25農畜機第400号承認
	平成25年4月25日付け25日副協第18号
一部改正	平成26年4月24日付け26農畜機第481号承認
	平成26年4月24日付け26日副協第18号
一部改正	平成26年7月15日付け26農畜機第1802号承認
	平成26年7月15日付け26日副協第45号
一部改正	平成27年4月22日付け27農畜機第433号承認
	平成27年4月22日付け27日副協第25号
一部改正	平成27年8月11日付け27農畜機第2291号承認
	平成27年8月11日付け27日副協第51号
一部改正	平成28年4月 7日付け28農畜機第100号承認
	平成28年4月 7日付け28日副協第34号
一部改正	平成29年4月11日付け29農畜機第230号承認
	平成29年4月10日付け29日副協第20号
一部改正	平成30年4月13日付け30農畜機第207号承認
	平成30年4月 6日付け30日副協第19号

### 第1 趣旨

この要領は、畜産副産物適正処分等推進事業実施要綱（平成23年4月1日付け22農畜機第4417号。以下「要綱」という。）に基づき、一般社団法人日本畜産副産物協会（以下「副産物協会」という。）が実施する牛せき柱適正管理等推進事業について必要な事項を定めるものとする。

この事業の補助金の交付に関しては、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）、「畜産業振興事業の実施について」（平成15年10月1日付け15農畜機第48号-1）及び「畜産業振興事業に係る補助金交付の停止措置について」（平成26年3月31日付け25農畜機第5376号）に定めるもののほか、要綱及びこの要領に定めるところによる。

## 第2 事業の内容

この要領に定める事業の内容は、以下のとおりとする。

- 1 副産物協会が行う、第3の3の(1)のアに定める事業対象者に対し、第3の3の(1)のウに定める交付対象枝肉について、牛せき柱の適正な管理（除去、保管、処理（収集、運搬及び処分（肉骨粉への化製処理又は焼却をいう。以下同じ。）をいう。）。以下同じ。）の実施に応じた牛せき柱適正管理促進費の交付
- 2 副産物協会が行う、第3の3の(2)のアに定める豚分別事業者に対し、第3の3の(2)のイに定める交付対象枝肉について、畜産残さの有効利用の取組に応じた畜産残さ有効利用促進費(豚分別)の交付
- 3 副産物協会が行う、第3の3の(3)のアに定める牛専門事業者に対し、第3の3の(3)のイに定める交付対象枝肉について、畜産残さの有効利用の取組に応じた畜産残さ有効利用促進費(牛専門)の交付

## 第3 事業の実施

### 1 事業の実施期間

この事業の実施期間は、平成30年度とする。

### 2 行動規範等の作成

事業対象者は、事業の実施に当たっては、あらかじめ、法令遵守等に関し実践すべき具体的行動の基準（以下「行動規範」という。）を規定した文書（所属する団体の行動規範を遵守することを誓約した文書を含む。以下「行動規範等」という。）を作成するものとする。

### 3 促進費の交付

促進費の交付は、次によるものとする。

#### (1) 牛せき柱適正管理促進費

##### ア 事業対象者

牛せき柱適正管理促進費を交付する事業対象者は、食肉の部分肉処理（枝肉を、もも、ヒレ、ロース、ばら及びかた等の部分に分割又は細切することをいう。）又は肉製品への加工を行う過程で発生する牛の骨を除去する事業者（以下「食肉事業者」という。）であって、次に掲げる要件のすべてを満たしている者とする。

(ア) 牛せき柱を分別し、化製場等に関する法律（昭和23年法律第140号）第3条第1項に規定する都道府県知事の許可を受けた事業者（獣畜の肉、骨、皮又は内臓を原料として飼肥料を製造する者をいう。以下「飼肥料製造者」という。）との間で、平成16年2月1日から平成30年12月31日までの期間に、飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令の規定に基づく動物由来たん白質及び動物性油脂の農林水産大臣の確認手続きについて（平成17年3月11日付け

16消安第9574号農林水産省消費・安全局長通知。以下「大臣確認通知」という。)の別添9-1(牛、豚又は家きんに由来する肉骨粉、加水分解たん白及び蒸製骨粉の製造基準)の1の(4)若しくは別添10-1(飼料用動物性油脂の製造基準)の1の(4)の契約又は肥料取締法に基づき普通肥料の公定規格を定める等の件の一部を改正する告示等の施行について(平成16年2月26日付け15消安第6398号農林水産省消費・安全局長通知)の(別紙基準2)の1の(4)の契約(以下「牛せき柱分別契約」という。)を締結した上で、同契約に基づく畜産残さを供給していると認められること。

- (イ) 牛せき柱が、事業活動に伴い発生し、結果的に不要物となるものであることを踏まえ、廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号。以下「廃棄物処理法」という。)に基づき、自らの責任において牛せき柱を適正に処理し、管理記録を整備・保管していること。
- (ウ) 平成29年度においてアに規定する事業対象者(以下「適正管理促進費交付対象者」という。)又は副産物協会が別に定める研修要領に基づく研修受講者であって、牛せき柱の適正処理に関する確認及び指導・監督等を行う責任者(以下「確認責任者」という。)を設置していること。

#### イ 枝肉確認票

- (ア) 副産物協会は、牛せき柱適正管理促進費の交付の対象となる枝肉及び分割枝肉を特定するため、と畜段階での枝肉の引受者に対し、別記に示す枝肉確認票を牛1頭につき1枚交付するものとする。

枝肉確認票には、少なくとも、交付番号、と畜場所名、と畜年月日及び個体識別番号(牛の個体識別のための情報の管理及び伝達に関する特別措置法(平成15年法律第72号)第2条に規定する個体識別番号をいう。以下同じ。)を記載するとともに、分割枝肉の引受者に対して1頭当たり最大で6分割の分割枝肉ごとに1枚の分割票(以下「分割票」という。)を交付できるようそれぞれに交付番号を記載した6枚の分割票により構成されるものとする。

- (イ) 枝肉確認票の交付は、平成30年5月1日以降に国内のと畜場においてと畜された牛の枝肉であって、平成31年3月31日までにと畜場において枝肉の引受者に引き渡される枝肉を対象として行うものとする。

なお、既に交付した枝肉確認票の再交付は行わない。

- (ウ) 枝肉確認票の交付を受けた枝肉の引受者は、当該枝肉が卸売市場法(昭和46年法律第35号)第2条に規定する卸売市場において上場されたものであった場合に限り、枝肉確認票の買受人記入欄の上場市場

名、上場年月日及び必要に応じ整理番号等を記入するものとする。

- (エ) 枝肉確認票の交付を受けた枝肉の引受者は、当該枝肉を分割して販売した場合には、枝肉確認票から分割した枝肉の部位に応じた枚数の分割票を販売先に引き渡すものとする。

なお、交付された分割票が1枚である分割枝肉をさらに分割して販売する場合、当該分割票による牛せき柱適正管理促進費の交付申請は行えないものとする。

また、分割票の引き渡しに当たっては、あらかじめ、引き渡し相手方から、理由の如何にかかわらず、既に引き渡した分割票の再交付は行わない旨の了承を得ておくものとする。

- (オ) 事業対象者は、牛せき柱適正管理促進費の交付を受けようとする枝肉確認票の発行者記入欄及び買受人記入欄が記入されていることを確認するものとする。
- (カ) 事業対象者は、牛せき柱を処分した際には、枝肉確認票の食肉事業者記入欄に牛せき柱を処分した日、マニフェスト交付番号又は整理番号を記入するものとする。

#### ウ 交付対象枝肉

牛せき柱適正管理促進費の交付の対象となる枝肉及び分割枝肉（以下「交付対象枝肉」という。）は、次に掲げる要件のすべてを満たすものとする。

- (ア) 枝肉確認票又は分割票との関係が明らかであること。
- (イ) 事業対象者自身が牛せき柱を分離していること。
- (ウ) 牛せき柱分別契約の締結日又は履行日のいずれか遅い日から平成31年3月31日までの期間に、事業対象者の責任において牛せき柱が適正に処理されていること。

#### エ 牛せき柱適正管理促進費の交付手続

事業対象者は、牛せき柱適正管理促進費の交付を受けようとする場合、一般社団法人日本畜産副産物協会会長（以下「会長」という。）が別に定める期日までに別紙様式第1号の畜産副産物適正処分等推進事業（牛せき柱適正管理等推進事業）牛せき柱適正管理促進費交付申請書（以下「適正管理交付申請書」という。）を会長に提出するものとし、適正管理交付申請書には、以下の資料を添付するものとする。

- (ア) 牛せき柱分別契約書の写し（事業対象者が収集業者等を経由して牛せき柱を含まない畜産残さを飼肥料製造者に供給している場合は、当該収集業者等と締結した牛せき柱分別契約書の写し）
- (イ) 別添1の牛せき柱管理ファイル（以下「管理ファイル」という。）
- (ウ) 別添2の確認責任者による牛せき柱適正管理チェックリスト
- (エ) 行動規範等（原則として、第1回目の適正管理交付申請書に添付す

るものとする。)

(オ) 枝肉確認票（分割票については、別添3の分割票整理台帳に貼付するものとする。)

(カ) 当該枝肉確認票又は分割票に係る枝肉が交付対象のものであることを証する次のいずれかの資料

a 牛せき柱が廃棄物処理法第2条第4項の産業廃棄物に該当する場合にあっては、同法第12条の3第1項の規定に基づき事業対象者が交付する産業廃棄物管理票（以下「管理票」という。）であって、同条3項の規定に基づき牛せき柱の処分を受託した者が処分を終了した旨を記載し、送付された管理票の写し。ただし、同法第12条の5第1項の規定に基づく電子マニフェストシステム（以下「電子マニフェストシステム」という。）を利用して牛せき柱の処理を委託する場合にあっては、当該電子マニフェストシステムから提供されたマニフェスト情報一覧

b 牛せき柱を分離した者自身が所有する施設において焼却した場合にあっては、別添4の牛せき柱焼却報告書の正本

c 牛せき柱が一般廃棄物（産業廃棄物に該当しないもの）に該当する場合にあっては、廃棄物処理法第6条の2第1項の規定に基づき牛せき柱を処理した市町村等（市町村、同項の規定に基づき市町村から処理を委託された者及び同法第7条に規定する一般廃棄物処理業者をいう。以下同じ。）が発行する処理料金の領収書の写し（牛せき柱を処分した日の重量が記載又は添付されたもの）。

ただし、領収書が発行されない場合にあっては、市町村等が発行した焼却証明書（牛せき柱を処分した日の重量が記載又は添付されたもの。ただし、当該証明書が週又は月ごとに発行されている場合は、牛せき柱を処分した日ごとに牛せき柱の重量が記載又は添付されたもの）の正本をもって、市町村等が発行する処理料金の領収書の写しに代えることができるものとする。

d a、b及びcに準ずる資料として、独立行政法人農畜産業振興機構理事長（以下「理事長」という。）が特に認めた資料

(キ) 適正管理促進費交付対象者でない者は、副産物協会が定めた研修要領に基づき実施した研修の報告書

オ 牛せき柱適正管理促進費の単価等

(ア) 副産物協会が交付する牛せき柱適正管理促進費の単価は、分割票1枚当たり25円とする。

(イ) 副産物協会が交付する牛せき柱適正管理促進費の額は、交付対象枝肉であると認められる枝肉に係る分割票の枚数に（ア）の単価を乗じて得られた額とする。

(2) 畜産残さ有効利用促進費（豚分別）

ア 豚分別事業者

畜産残さ有効利用促進費（豚分別）を交付する事業対象者は、食肉事業者であって、次に掲げる要件のすべてを満たしている者（以下「豚分別事業者」という。）とする。

(ア) (1) の牛せき柱適正管理促進費の事業対象者であること。

(イ) 恒常的に豚枝肉を処理する食肉事業者であって、飼肥料製造者との間で、次に掲げるいずれかの豚以外を含まない畜産残さ（以下「豚原料」という。）を供給する旨の契約（以下「豚分別供給契約」という。）を締結していること。

a 平成17年3月11日から平成30年12月31日までの期間に締結する大臣確認通知の別添3-1（豚肉骨粉等の製造基準）の1の(4)又は別添5-1（原料混合肉骨粉の製造基準）の1の(4)に規定する豚原料を供給する旨の豚分別供給契約

b 平成13年11月1日から平成30年12月31日までの期間に締結するペットフード用及び肥料用の肉骨粉等の当面の取扱いについて（平成13年11月1日付け13生畜4104号農林水産省生産局長・水産庁長官連名通知。以下「ペットフード等通知」という。）の（別紙2）の別添1の(1)のイに規定する豚原料を供給する旨の豚分別供給契約

(ウ) 原則として、平成30年5月1日から同年9月30日までの間及び平成30年10月1日から平成31年3月31日までの間に、各期間に1回以上、民間検査機関等において、豚原料中に牛たん白質が含まれていないことを確認する検査（以下「牛たん白質確認検査」という。）を実施していること。

イ 交付対象枝肉

畜産残さ有効利用促進費(豚分別)の交付対象となる枝肉及び分割枝肉は、(1)のウに規定する交付対象枝肉であって、豚分別供給契約の締結日又は履行日のいずれか遅い日以降に処理したものとする。

ウ 畜産残さ有効利用促進費(豚分別)の交付手続

豚分別事業者は、畜産残さ有効利用促進費(豚分別)の交付を受けようとする場合は、会長が別に定める期日までに別紙様式第2号の畜産副産物適正処分等推進事業(牛せき柱適正管理等推進事業)畜産残さ有効利用促進費(豚分別)交付申請書（以下「豚分別交付申請書」という。）を会長に提出するものとし、豚分別交付申請書には、以下の資料を添付するものとする。

(ア) 豚分別供給契約書の写し（豚原料供給事業者が収集業者等を経由して豚原料を飼肥料製造者に供給している場合は、当該収集業者等

と締結した豚分別供給契約書の写し)

(イ) 豚分別供給契約に基づき豚原料を供給したことを証する書類 (大臣確認通知の別添 3-1 の 1 の (1) 若しくは別添 5-1 の 1 の (1) のア又はペットフード等通知の (別紙 2) の別添 1 の (2) のイに規定する原料供給管理票の写し。原則として、アの (ウ) に規定する牛たん白質確認検査のためのサンプリング実施日のもの。)

(ウ) アの (ウ) に規定する牛たん白質確認検査の結果の写し (各期間にそれぞれ各 1 部)

(エ) 別紙様式第 1 号の適正管理交付申請書の写し

(オ) 別添 1 の管理ファイルの写し

エ 畜産残さ有効利用促進費 (豚分別) の単価等

(ア) 副産物協会が交付する畜産残さ有効利用促進費 (豚分別) の単価は、分割票 1 枚当たり 50 円とする。

(イ) 副産物協会が交付する畜産残さ有効利用促進費 (豚分別) の額は、交付対象枝肉であると認められる枝肉に係る分割票の枚数に (ア) の単価を乗じて得られた額とする。

(3) 畜産残さ有効利用促進費 (牛専門)

ア 牛専門事業者

畜産残さ有効利用促進費 (牛専門) を交付する事業対象者は、食肉事業者であって、次に掲げる要件のすべてを満たしている者 (以下「牛専門事業者」という。) とする。

(ア) (1) の牛せき柱適正管理促進費の事業対象者であること。

(イ) 平成 30 年 5 月 1 日から平成 31 年 3 月 31 日までの間に、1 年以上牛以外の畜種を処理 (枝肉等から脱骨及び整形等を行うことをいう。

(3) において、以下同じ。) しない旨を誓約した別添 5 の畜産残さ有効利用促進のための (牛専門) 誓約書 (以下「誓約書」という。) を提出した牛専門事業者であること。

イ 交付対象枝肉

畜産残さ有効利用促進費 (牛専門) の交付対象となる枝肉及び分割枝肉は、(1) のウに規定する交付対象枝肉であって、別添 5 の誓約書の誓約年月日以降に処理したものとする。

ウ 畜産残さ有効利用促進費 (牛専門) の交付手続

牛専門事業者は、畜産残さ有効利用促進費 (牛専門) の交付を受けようとする場合は、会長が別に定める期日までに別紙様式第 3 号の畜産副産物適正処分等推進事業 (牛せき柱適正管理等推進事業) 畜産残さ有効利用促進費 (牛専門) 交付申請書 (以下「牛専門交付申請書」という。) を会長に提出するものとし、牛専門交付申請書には、以下の資料を添付す

るものとする。

(ア) 別紙様式第1号の適正管理交付申請書の写し

(イ) 別添5の誓約書

エ 畜産残さ有効利用促進費(牛専門)の単価等

(ア) 副産物協会が交付する畜産残さ有効利用促進費(牛専門)の単価は、分割票1枚当たり25円とする。

(イ) 副産物協会が交付する畜産残さ有効利用促進費(牛専門)の額は、交付対象枝肉であると認められる枝肉に係る分割票の枚数に(ア)の単価を乗じて得られた額とする。

#### 第4 事業の推進等

事業対象者は、副産物協会及び都道府県の指導の下、関係機関、関係団体との連携に努めるとともに、事業の適正かつ円滑な実施を図るものとする。

#### 第5 業務の委託

会長は、理事長の承認を得て、この事業の一部(促進費交付事務及び枝肉確認票発行事務の一部)を委託して行うことができるものとする。

#### 第6 事業実施状況の聴取等

理事長及び会長は、この要領に定めるもののほか、この事業の実施状況及び実績について必要に応じて、事業対象者に対し調査し又は報告を求めることができるものとする。

附 則(平成23年4月25日付け23日副協第42号)

この要領の改正は、理事長の承認のあった日から施行する。

附 則(平成24年4月20日付け24日副協第19号)

この要領の改正は、理事長の承認のあった日から施行する。

附 則(平成25年4月25日付け25日副協第18号)

この要領の改正は、理事長の承認のあった日から施行する。

附 則(平成26年4月24日付け26日副協第18号)

この要領の改正は、理事長の承認のあった日から施行する。

附 則(平成26年7月15日付け26日副協第45号)

この要領の改正は、理事長の承認のあった日から施行し、5月13日から適用する。

附 則(平成27年4月22日付け27日副協第25号)

この要領の改正は、理事長の承認のあった日から施行する。

附 則(平成27年8月11日付け27日副協第51号)



この要領の改正は、理事長の承認のあった日から施行する。  
附 則(平成28年4月7日付け28日副協第34号)

この要領の改正は、理事長の承認のあった日から施行する。  
附 則(平成29年4月10日付け29日副協第20号)

この要領の改正は、理事長の承認のあった日から施行する。  
附 則(平成30年4月6日付け30日副協第19号)

この要領の改正は、理事長の承認のあった日から施行する。

別記

平成 年度畜産副産物適正処分等推進事業(牛せき柱適正管理等推進事業)

食肉事業者記入欄	
枝肉管理表の整理番号	
牛せき柱を処分した日	平成 年 月 日
マニフェスト交付番号又は整理番号	

枝肉確認票

交付番号

No.
-----

発行者記入欄											
と畜場所名称											
と畜年月日	平成 年 月 日										
個体識別番号	No. <table border="1" style="display: inline-table; vertical-align: middle;"><tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr></table>										
枝肉番号											

買受人記入欄	
上場市場名	
上場年月日	
整理番号等	

交付者 一般社団法人日本畜産副産物協会 印  
 〒101-0032 東京都千代田区岩本町2-1-3  
 (和光ビル3F)

半丸枝肉(まえ[かた]、ロース、もも)			半丸枝肉(まえ[かた]、ロース、もも)		
No. 分割票 (申請用)	No. 分割票 (申請用)	No. 分割票 (申請用)	No. 分割票 (申請用)	No. 分割票 (申請用)	No. 分割票 (申請用)
No. 分割票 (控)	No. 分割票 (控)	No. 分割票 (控)	No. 分割票 (控)	No. 分割票 (控)	No. 分割票 (控)

番 号  
年 月 日

平成30年度畜産副産物適正処分等推進事業（牛せき柱適正管理  
等推進事業）牛せき柱適正管理促進費交付申請書

一般社団法人日本畜産副産物協会  
会長 殿

住 所  
氏 名 印

畜産副産物適正処分等推進事業（牛せき柱適正管理等推進事業）について、  
下記のとおり実施したので、牛せき柱適正管理促進費 円を交付されたく、  
畜産副産物適正処分等推進事業（牛せき柱適正管理等推進事業）実施要  
領第3の3の（1）のエの規定に基づき、関係書類を添えて申請します。

記

- 1 牛せき柱分別契約を締結した日（履行日）  
平成 年 月 日（平成 年 月 日）
- 2 平成29年度適正管理促進費交付対象者かどうか  
対象者 対象者でない
- 3 分割票の枚数 枚
- 4 牛せき柱適正管理促進費の額 円
- 5 牛せき柱の重量 kg  
(分割票1枚当たりの牛せき柱の重量 kg)
- 6 振込先金融機関名 <sup>フリガナ</sup>〇〇銀行<sup>フリガナ</sup>〇〇支店 〇〇預金  
口座番号〇〇〇〇 口座名義<sup>フリガナ</sup>〇〇〇〇

## 7 添付資料

- (1) 牛せき柱分別契約書の写し（事業対象者が収集業者等を経由して牛せき柱を含まない畜産残さを飼肥料製造者に供給している場合は、当該収集業者等と締結した牛せき柱分別契約書の写し）
  - (2) 別添1の管理ファイル及びその「牛せき柱を処分した日」の欄ごとに対応する以下の資料
    - ア 枝肉確認票（分割票については、別添3の分割票整理台帳に貼付するものとする。）
    - イ 当該枝肉確認票又は分割票に係る枝肉が交付対象のものであることを証する次のいずれかの資料
      - (ア) 牛せき柱が廃棄物処理法第2条第4項の産業廃棄物に該当する場合にあっては、同法第12条の3第1項の規定に基づき事業対象者が交付する産業廃棄物管理票（以下「管理票」という。）であって、同条3項の規定に基づき牛せき柱の処分（肉骨粉への化製処理又は焼却をいう。以下同じ。）を受託した者が処分を終了した旨を記載し、送付された管理票の写し又は電子マニフェストシステムから提供されたマニフェスト情報一覧
      - (イ) 牛せき柱を分離した者自身が所有する施設において焼却した場合にあっては、別添4の牛せき柱焼却報告書の正本
      - (ウ) 牛せき柱が一般廃棄物（産業廃棄物に該当しないもの）に該当する場合にあっては、廃棄物処理法第6条の2第1項の規定に基づき、牛せき柱を処理した市町村等（市町村、同項の規定に基づき市町村から処理を委託された者及び第7条に規定する一般廃棄物処理業者をいう。以下同じ。）が発行する処理料金の領収書の写し。

ただし、領収書が発行されない場合にあっては、市町村等が発行した焼却証明書（牛せき柱を処分した日の重量が記載又は添付されたもの。ただし、当該報告書が週又は月ごとに発行されている場合は、牛せき柱を処分した日ごとに牛せき柱の重量が記載又は添付されたもの）の正本をもって、市町村等が発行する処理料金の領収書の写しに代えることができるものとする。
    - (エ) (ア)、(イ) 及び (ウ) に準ずる資料として、理事長が特に認めた資料
- (3) 別添2の牛せき柱適正管理チェックリスト
- (4) 行動規範等(原則として、第1回目の交付申請書に添付するものとする。)
- (5) 平成29年度適正管理促進費交付対象者でない者は、副産物協会が定めた研修要領に基づき実施した研修の報告書

注1 記の1の「牛せき柱分別契約を締結した日（履行日）」については、牛せき柱分別契約書に記載された年月日を記入すること。

2 記の2の「平成28年度適正管理促進費交付対象者かどうか」については、該当する個所に丸を付すこと。

- 3 記の3の「分割票の枚数」については、別添1の管理ファイルの「分割票の枚数」の「計」の欄の合計の値を記入すること。
- 4 記の4の「牛せき柱適正管理促進費の額」については、記の3の「分割票の枚数」の欄の枚数に25円を乗じて得られた値を記入すること。
- 5 記の5の「牛せき柱の重量」については、別添1の管理ファイルの「牛せき柱の重量」の欄の合計の値を記入すること。

番 号  
年 月 日

平成30年度畜産副産物適正処分等推進事業（牛せき柱適正管理  
等推進事業）畜産残さ有効利用促進費（豚分別）交付申請書

一般社団法人日本畜産副産物協会  
会長 殿

住 所  
氏 名 印

畜産副産物適正処分等推進事業（牛せき柱適正管理等推進事業）について、  
下記のとおり実施したので、畜産残さ有効利用促進費（豚分別） 円  
を交付されたく、畜産副産物適正処分等推進事業（牛せき柱適正管理等推進事  
業）実施要領第3の3の（2）のウの規定に基づき、関係書類を添えて申請しま  
す。

記

- 1 豚分別供給契約を締結した日（履行日）  
平成 年 月 日（平成 年 月 日）
- 2 1の契約を締結した日以降にせき柱を処理した牛枝肉に係る分割票の枚数  
枚
- 3 年間豚枝肉処理頭数 頭
- 4 豚分別促進費の額 円
- 5 振込先金融機関名 <sup>フリガナ</sup>○○銀行<sup>フリガナ</sup>○○支店 ○○預金  
口座番号○○○○ 口座名義<sup>フリガナ</sup>○○○○

## 6 添付資料

- (1) 豚分別供給契約書の写し（豚原料供給事業者が収集業者等を経由して豚以外を含まない畜産残さを飼肥料製造者に供給している場合は、当該収集業者等と締結した豚分別供給契約書の写し）
- (2) 豚分別供給契約に基づき豚原料を供給したことを証する書類（大臣確認通知の別添3-1の1の(1)若しくは別添5-1の1の(1)のア又はペットフード等通知の（別紙2）の3の(2)の①に規定する原料供給管理票の写し。原則として、第3の3の(2)のアの(ウ)に規定する牛たん白質確認検査のためのサンプリング実施日のもの）
- (3) 第3の3の(2)のアの(ウ)に規定する牛たん白質確認検査の結果の写し（各期間にそれぞれ1部）
- (4) 別紙様式第1号の畜産副産物適正処分等推進事業（牛せき柱適正管理等推進事業）牛せき柱適正管理促進費交付申請書の写し
- (5) 別添1の管理ファイルの写し

注1 「畜産残さ有効利用促進費（豚分別）」の額及び記の4の「豚分別促進費の額」については、記の2の分割票の枚数に50円を乗じて得られた値を記入すること。

2 記の1の「豚分別供給契約を締結した日（履行日）」については、豚分別供給契約書に記載された年月日を記入すること。

番 号  
年 月 日

平成30年度畜産副産物適正処分等推進事業（牛せき柱適正管理  
等推進事業）畜産残さ有効利用促進費（牛専門）交付申請書

一般社団法人日本畜産副産物協会  
会長 殿

住 所  
氏 名 印

畜産副産物適正処分等推進事業（牛せき柱適正管理等推進事業）について、  
下記のとおり実施したので、畜産残さ有効利用促進費（牛専門） 円  
を交付されたく、畜産副産物適正処分等推進事業（牛せき柱適正管理等推進事  
業）実施要領第3の3の（3）のウの規定に基づき、関係書類を添えて申請しま  
す。

記

- 1 畜産残さ有効利用促進のための（牛専門）の誓約した日  
平成 年 月 日
- 2 1の誓約した日以降にせき柱を処理した牛枝肉に係る分割票の枚数  
枚
- 3 牛専門促進費の額 円
- 4 振込先金融機関名 フリガナ フリガナ  
〇〇銀行〇〇支店 〇〇預金  
口座番号〇〇〇〇 口座名義フリガナ  
フリガナ
- 5 添付資料  
(1) 適正管理交付申請書の写し  
(2) 別添5の畜産残さ有効利用促進のための（牛専門）誓約書



- 注1 「畜産残さ有効利用促進費（牛専門）」の額及び記の4の「牛専門促進費の額」については、記の2の分割票の枚数に25円を乗じて得られた値を記入すること。
- 2 記の1の「畜産残さ有効利用促進のための（牛専門）の誓約した日」については、別添5の誓約書に記載された年月日を記入すること。

別添1

牛せき柱管理ファイル(管理ファイル)

	牛せき柱 を除去し た日	食肉 (骨付)の 重量 (kg)	食肉 (脱骨後) の重量 (kg)	せき柱以 外の残さ の重量 (kg)	牛せき柱 を処分し た日	マニフェ スト(交付)番 号又は整 理番号	分割票の枚数			牛せき 柱の重 量(kg)	備考
							①枝肉 確認票 (枚)	②分割 票 (枚)	計 (①×6) +②(枚)		
1											
2											
3											
4											
5											
6											
7											
8											
9											
10											
11											
12											
13											
14											
15											
16											
17											
18											
19											
20											
	合計								(a)	(b)	(b)/(a)

- 注1 「牛せき柱を除去した日」の欄については、枝肉又は分割枝肉から牛せき柱の除去を行った日を記入する。
- 2 「食肉（骨付）の重量」の欄については、脱骨前の枝肉又は分割枝肉の重量を記入する。
- 3 「食肉（脱骨後）の重量」の欄については、脱骨後の部分肉の重量を記入する。
- 4 「牛せき柱を処分した日」の欄については、電子マニフェストシステムで管理している場合は牛せき柱の引き渡し日を、紙マニフェストで管理している場合はマニフェストを交付した日をそれぞれ記入する。（電子マニフェストシステムから提供されるマニフェスト情報一覧又は紙マニフェスト（以下「マニフェスト等」という。）に記載された日付とする。）
- 5 「マニフェスト（交付）番号又は整理番号」の欄については、交付対象者が発行したマニフェスト等の番号、交付番号又は整理番号を記入する。
- 6 「分割票の枚数」の「①枝肉確認票」の欄については、枝肉確認票の枚数を記入する。
- 7 「分割票の枚数」の「②分割票」の欄については、別添3の分割票整理台帳に貼付された分割票の枚数を記入する。
- 8 「分割票の枚数」の「計」の欄については、「①枝肉確認票」の欄の枚数に6を乗じて得られた値に、「②分割票」の欄の枚数を加算し得られた値を記入する。
- 9 「牛せき柱の重量」の欄については、「牛せき柱を処分した日」に処分した牛せき柱の重量を記入する。（マニフェスト等から記入する。）
- 10 「備考」の欄については、合計の欄にせき柱の重量の合計（b）を分割票の枚数の計の合計（a）で除した値を記入する。（切り捨て。小数点第一位まで）
- 11 10に記入された値が2.0kg/枚以下であった場合、その理由を示した文書を添付するものとする。

別添2

牛せき柱適正管理チェックリスト

平成 年 月		1日	2日	3日	4日	5日	6日	7日	8日	9日	10日	11日	12日	13日	14日	15日	16日	17日	18日	19日	20日	21日	22日	23日	24日	25日	26日	27日	28日	29日	30日	31日		
牛せき柱を除去した日	1 作業マニュアルに基づき特定の区分された場所で脱骨																																	
	2 畜産残さは専用の保管容器で保存し、牛せき柱が混入しないよう保管																																	
	3 牛せき柱は牛せき柱が入っている旨明示された専用容器で保管																																	
牛せき柱を処分した日(出荷日)	4 牛せき柱が混入していないことを確認し原料供給管理票を発行し添付																																	
	5 畜産残さの容器と、牛せき柱と明示された牛せき柱の容器を区別																																	
	6 産業廃棄物管理票(マニフェスト)の交付																																	
記録整理	7 枝肉確認票(分割票整理台帳を含む)の記載、整理の確認																																	
	8 牛せき柱管理ファイルの記載																																	
食肉事業者自ら輸送を行う場合	9 輸送時に畜産残さの容器と牛せき柱と明示された牛せき柱の容器を区別																																	
	10 輸送車は原料供給管理票を携行																																	
確認責任者サイン(印) ※確認責任者不在の際は代理者		印																																

注:このチェックリストは、ボールペン等消せない筆記用具を用いて手書きで記載。確認責任者は1から8(自ら輸送を行う場合には9から10までを含む)の項目について毎日確認すること。営業日に 作業がない場合は「-」を記載し、休業日は「/」(斜線)を記載すること。

確認責任者氏名: \_\_\_\_\_ 印

事業対象者: \_\_\_\_\_

代理者氏名: \_\_\_\_\_ 印

代表者氏名: \_\_\_\_\_ 印

所在地: \_\_\_\_\_

(注:当該月に複数の確認責任者又は代理者がいる場合は全員の氏名を記載する。)

別添 3

食肉事業者記入欄	
枝肉管理票の整理番号	
牛せき柱を処分した日	平成 年 月 日
マニフェスト交付番号又は整理番号	

平成30年度畜産副産物適正処分等推進事業（牛せき柱適正管理等推進事業）

## 分割票整理台帳

						枚
1	2	3	4	5	6	
7	8	9	10	11	12	
13	14	15	16	17	18	
19	20	21	22	23	24	

※ 分割票は順番に貼り付け、総枚数を上段に記載するものとする。

別添4

整理番号	
------	--

牛せき柱焼却報告書

1 牛せき柱を処分（焼却）した日           年    月    日

2 処分（焼却）した牛せき柱の重量                   k g

3 カット明細

カット期間    月    日    ～    月    日

① 枝肉   頭分

② 分割枝肉

    まえ                                       本

    ロース                                    本

    もも                                     本

〈報告者〉

事 業 場 名

所属及び役職名

氏           名

印

注1 報告者記入欄については、牛せき柱の焼却業務の責任者が記載する。

2 適正管理交付申請書には、別紙の「焼却設備設置状況報告書」の正本を添付すること。

別添4の別紙

焼却設備設置状況報告書

1 焼却炉の設置場所

事業場内

事業場外（所在地 \_\_\_\_\_）

※ 該当を○で囲む。場内の場合はその見取り図を添付する。場外の場合は所在地を記入すること。

2 設備（焼却炉）の概要

① メーカー

② 型式

③ 能力

④ 整備年度

3 利用状況

※ 牛せき柱以外に、現在焼却している廃棄物の種類及び数量等の概要を記入すること。

〈報告者〉

事業場名

所属及び役職名

氏名

印

別添5

平成30年度畜産副産物適正処分等推進事業（牛せき柱適正管理等推進事業）

## 畜産残さ有効利用促進のための（牛専門）誓約書

は、要綱及び要領に基づき、誓約日から少なくとも

1年間、牛以外の畜種を処理しないことを誓約いたします。

なお、この誓約書に反して牛以外の畜種を処理した場合は、交付された

畜産残さ有効利用促進費（牛専門）を全額返還いたします。

一般社団法人日本畜産副産物協会 会長 殿

平成 年 月 日

事業対象者

代表者氏名

印

所在地



